

いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例について

令和2年7月7日
(令和3年1月20日一部改正)
(令和3年6月15日一部改正)
(令和3年7月13日一部改正)
(令和3年9月27日一部改正：改正部下線)
公益財団法人日本薬剤師研修センター

新型コロナウイルスの感染拡大防止措置等により研修会や学術集会の開催が相当程度中止されていることに鑑み、集合研修のうち、いわゆる座学による研修会の実施方法に関して時限的な特例措置をとることとします。

なお、厚生労働省より研修受講シールの交付に関して「受講者名簿による受講状況の管理、研修受講シール配布時の本人確認及び未受講者の研修受講シールの回収徹底」を指示されておりますので、これに反することのないよう十分な注意をお願いします。

1. 時限的特例の内容

(1) 講義の形態

いわゆる座学による研修会は、ある場所（会場）に集合して、その場で講義を受講するものとしているが、これに加えて、ウェブ会議ツールを使用して講義及び受講することを許容する。ただし、講義の実施と同時に配信するものに限ることとし、録画したものを配信することは対象外とする。

(2) 本人確認の方法

あらかじめ受講者の申込みを受付け、受講申込者名簿を作成するとともに、その名簿登載者のみがウェブ会議ツールを使用して受講できるような方法をとること。

(3) 受講時間管理の方法

講義中に示されたキーワードを受講者が研修実施者に報告することにより行うこと。この場合、キーワードは適切な間隔により1単位当たり複数回示すものとし、受講者はウェブ会議ツール又は電子メールにより講義の当日中にキーワードを研修実施者に報告すること。研修実施者は、すべてのキーワードが合致していることを以て受講を確認できたものとする。キーワードが合致していない受講者は、受講したものとしなないこと。

(4) 研修受講シールの交付の方法

受講申込者名簿に搭載された者で、かつ、キーワードが合致した者に対し、その登録住所あてに遅滞なく発送すること。発送に当たっては、必要に応じて受領が確認できる方法とすること。また、いったん研修受講シールを発行し発送した後は、未着等の申し出があっても、再発行しないこと。

2. 特例の適用期間

令和2年7月7日から令和4年3月31日までに開催されるものに限る。

なお、開催申請（申請時には受理番号が通知されていることを要する。）は開催日の3週間前までに行うこととなっているので、注意すること。

3. 特例を利用できる団体

令和3年1月20日現在で当財団の研修実施機関として登録がある団体であって、役職員中にウェブ会議ツールの利用に習熟した者がおり、かつ、別添の特例適用願を提出し、受理番号が通知された団体に限る。

4. その他の注意事項

- (1) 故意過失を問わず、研修受講シールの交付に関し不正あるいは支障が生じた場合、当財団の行う指示（調査を含む。）に従わなかった場合又は時限的特例の適用願の記載内容に反した場合は、研修実施機関の登録を取消す。
- (2) ウェブ会議ツールの不具合等により、講義の全部又は一部の受講ができない状況となったときは、研修受講シールを交付しないこと。
- (3) 研修受講シールの交付その他については、平成31年4月25日日薬研発第30号「研修会受講者名簿の整備及びその提出並びに研修受講シールの管理について」によること。また、キーワードの確認に関する書類を2年間保存すること。
- (4) いわゆる座学の開催において、通常的方式とウェブ会議ツールを使用する方式を併用する場合は、研修受講シールの二重交付が生じないように、十分な対策を講ずること。
- (5) ウェブ会議ツールの利用に習熟した者が役職員中にいることが条件となっているので、当財団ではこの特例の適用に関する技術的照会は受けけない。
- (6) ウェブ会議ツールを使用した研修会個々の開催申請に当たっては、ウェブ会議ツールを使用する方式のみかそれと通常的方式との併用であるかがわかるように記載するとともに、備考欄に特例適用願の受理番号を記載すること（受理番号の記載がないものは、この特例を利用することができない）。
- (7) 本件に関する照会（4. (5)記載の技術的照会を除く。）は、電子メール（jpec@jpec.or.jp）のみで受け付ける。

5. 時限的特例の適用願

適用願の受付は令和3年7月15日提出分を以て終了しました。新たな受付はいたしません。